

平成28年3月第1回八街市議会定例会会議録（第1号）

1. 開議 平成28年2月17日 午前10時00分

1. 出席議員は次のとおり

1番 山田雅士
2番 小澤孝延
3番 角麻子
4番 鈴木広美
5番 服部雅恵
6番 小菅耕二
7番 小山栄治
8番 木村利晴
9番 桜田秀雄
10番 林修三
11番 山口孝弘
12番 小高良則
13番 湯浅祐徳
14番 川上雄次
15番 林政男
16番 新宅雅子
17番 京増藤江
18番 丸山わき子
19番 石井孝昭
20番 加藤弘

1. 欠席議員は次のとおり

なし

1. 地方自治法第121条の規定による会議事件説明のための出席者は次のとおり

○市長部局

・議案説明者

市	長	北村新司
副市	長	榎本隆二
総務部	長	武井義行
市民部	長	石川良道
経済環境部	長	麻生和敏

建設部長	河野政弘
会計管理者	醍醐真人
財政課長	江澤利典
国保年金課長	石川孝夫
高齢者福祉課長	和田文夫
下水道課長	山本安夫
水道課長	金崎正人

・連絡員

秘書広報課長	鈴木正義
総務課長	山本雅章
社会福祉課長	佐瀬政夫
農政課長	水村幸男
道路河川課長	横山富夫

○教育委員会

・議案説明者

教育長	加曾利佳信
教育委員会教育次長	吉田一郎

・連絡員

庶務課長	勝又寿雄
------	------

○選挙管理委員会

・議案説明者

事務局長	山本雅章
------	------

○農業委員会

・議案説明者

事務局長	醍醐文一
------	------

○監査委員

・議案説明者

事務局長	川崎義之
------	------

1. 本会議の事務局長及び書記は次のとおり

事務局長	藏村隆雄
副主幹	梅澤孝行

主 査 中 嶋 敏 江
主 査 補 須 賀 澤 勲
主 査 補 居 初 理 英 子

.....

1. 会議事件は次のとおり

○議事日程（第1号）

平成28年2月17日（水）午前10時開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 発議案の上程
発議案第1号、発議案第2号
提案理由の説明
委員会付託省略、質疑、討論、採決
- 日程第4 議案の上程
諮問第1号
議案第1号から議案第31号
提案理由の説明
諮問第1号、議案第1号
採決
- 日程第5 休会の件

○議長（加藤 弘君）

本日、平成28年3月第1回八街市議会定例会は、ここに開会される運びとなりました。

この定例会は、発議案2件、諮問1件、議案31件が提出されることになっています。慎重に審議を尽くされ、市民の負託に応えられますよう期待しますとともに、議会運営につきましてもご協力をお願いいたしまして、開会のご挨拶といたします。

ただいまから平成28年3月第1回八街市議会定例会を開会します。

ただいまの出席議員は20名です。したがって、この定例会は成立しました。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は配付のとおりです。

日程に入る前に報告いたします。

最初に、地方自治法第121条の規定に基づく出席者は配付のとおりです。

次に、2月9日までに受理した陳情1件につきましては、その写しを配付しておきました。

次に、監査委員から、11月、12月予算執行分に係る例月出納検査報告書が提出されましたので、その写しを配付しておきました。

次に、市長の専決処分事項に指定されている報告が2件、議長宛てに提出されましたので、その写しを配付しておきました。

次に、地方自治法第104条の規定により、議会の代表として出席した会議等は配付のとおりです。

以上で報告を終わります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名は、会議規則第88条の規定に基づき、木村利晴議員、小山栄治議員を指名します。

日程第2、会期の決定についてを議題とします。

この件については、議会運営委員長より発言を求められておりますので、これを許します。

○林 修三君

皆さん、おはようございます。

本日より新年度予算案を中心とする3月議会が始まります。その平成28年3月定例会の会期等を協議するため、去る2月9日に議会運営委員会を開催し、熱心にその中身について協議いたしました。その結果についてご報告いたします。

3月定例会に上程される案件は、発議案2件、諮問1件、議案31件であります。

次に、一般質問の通告が、代表4人、個人10人からありました。

以上の案件を審議するため、3月定例会は、お手元に配付してあります会期表のように、会期を本日から3月16日までの29日間と協議決定いたしました。この会期等にご賛同を賜り、円滑な議会運営ができますよう、議員各位のご協力をお願い申し上げますとともに、市民目線に立った議論を深め、中身の濃い議会となりますことを期待し、議会運営委員長の報告といたします。よろしく願いいたします。

○議長（加藤 弘君）

ただいまの議会運営委員長報告のとおり、この定例会の会期は、本日から3月16日までの29日間とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（加藤 弘君）

ご異議なしと認めます。会期は29日間に決定しました。

日程第3、発議案の上程を行います。

発議案第1号、2号の提案理由の説明を求めます。

○林 修三君

それでは、最初に発議案第1号について説明いたします。

発議案第1号、八街市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について、上記の議案を次のとおり、地方自治法第112条及び八街市議会会議規則第14条の規定により提出いたします。

平成28年2月17日提出。

八街市議会議長、加藤弘様。

提出者、八街市議会議員、私、林修三、賛成者、八街市議会議員、林政男議員、同じく、丸山わき子議員、同じく、新宅雅子議員、同じく、川上雄次議員、同じく、湯浅祐徳議員、同じく、木村利晴議員。

改正内容を説明いたします。

平成26年5月26日に、有村女性活躍担当大臣は、女性議員が活躍できる環境を整備して議会を活性化し、よりよい住民サービスを実現するため、標準市議会会議規則において、出産に伴う議会の欠席に関する規定を明確に設けていただくことを検討願いたい旨を全国市議会議長会に要請しました。これを受け、全国市議会議長会では、直ちに標準市議会会議規則の一部改正を、平成27年5月28日付で行いました。

当市議会におきましても、これを受け会議規則を改正することになりました。内容は、第2条及び第91条に第2項として、議員は、出産のため出席できないときは、日数を定めて、あらかじめ議長に欠席届を提出するものとするを追加するものです。

また、今回の改正にあわせて、会議規則中、異議または要求のある場合の人数要件、現行3人を、議員定数減によることと、自治法第112条第2項、議員の議案提出、同じく、第115条の3、修正の動議の要件と同様に、議員定数の12分の1以上にあわせて2人に改正するものです。

さらに、会議規則157条に規定されている携帯品、外套、襟巻を、傍聴規則及び時代にマッチした用語、コート、マフラーに改めるものです。

この規則は、平成28年4月1日から施行するものでございます。

続きまして、発議案第2号について説明いたします。

発議案第2号、八街市議会政務活動費の交付に関する条例の特例に関する条例の一部を改

正する条例の制定について、上記の議案を次のとおり、地方自治法第112条及び八街市議会会議規則第14条の規定により提出いたします。

平成28年2月17日提出。

八街市議会議長、加藤弘様。

提出者、八街市議会議員、私、林修三、賛成者、八街市議会議員、林政男議員、同じく、丸山わき子議員、同じく、新宅雅子議員、同じく、川上雄次議員、同じく、湯浅祐徳議員、同じく、木村利晴議員。

八街市議会政務活動費の交付に関する条例の特例に関する条例（平成27年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第1条中、平成28年3月31日を平成29年3月31日に改める。

附則、この条例は公布の日から施行するものです。

これは、平成27年度までの時限措置として実施している政務活動費、議員1人あたり月額2万5千円から5千円を減額し2万円としているものを、本市の厳しい財政状況に対する必要に鑑み、平成28年度においても減額措置を同様に継続するため改正するものです。

以上で、発議案第1号、第2号の提案理由の説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご賛同くださいますようお願い申し上げます。

○議長（加藤 弘君）

お諮りします。ただいま議題となっています発議案第1号、2号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略し、直ちに質疑、討論、採決を行いたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（加藤 弘君）

ご異議なしと認めます。

これから質疑を行います。

発議案第1号、第2号に対しての質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（加藤 弘君）

質疑がなければ、これで質疑を終了します。

これから討論を行います。

最初に、発議案第1号についての討論を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（加藤 弘君）

討論がなければ、これで発議案第1号の討論を終了します。

次に、発議案第2号についての討論を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（加藤 弘君）

討論がなければ、これで発議案第2号の討論を終了します。

これから採決を行います。最初に、発議案第1号、八街市議会会議規則の一部を改正する規則の制定についてを採決します。

この発議案は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（加藤 弘君）

起立全員です。発議案第1号は原案のとおり可決されました。

次に、発議案第2号、八街市議会政務活動費の交付に関する条例の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

この発議案は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（加藤 弘君）

起立全員です。発議案第2号は原案のとおり可決されました。

日程第4、議案の上程を行います。

諮問第1号及び議案第1号から議案第31号を一括議題とします。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（加藤 弘君）

ご異議なしと認めます。

諮問第1号及び議案第1号から議案第31号の提案理由の説明を求めます。

○市長（北村新司君）

本日ここに平成28年3月第1回八街市議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様におかれましてはご多用のところご出席をいただき、誠にありがとうございます。

本定例会に提出させていただきました議案の説明に入ります前に、平成28年度の市政運営に臨む所信の一端を申し述べさせていただくとともに、平成28年度予算編成の基本的な考え方についてご説明させていただきます。

今、我が国が置かれている状況は、国外に目を向けますと、北朝鮮による核実験など、地域の安全が脅かされ社会的な緊張が高まっている状態にあります。あわせて中国経済の景気減速、記録的な原油安などにより社会経済は不安定な状況にあり、今後も世界的な混乱が収束に向かうかどうかは予断を許さない状況にあります。

国内においては景気回復の足踏みや、人口減少・少子高齢化の対応などさまざまな問題を抱えています。本市においても、人口減少・少子高齢化の進展、地域のにぎわいの喪失などの対策は喫緊の課題であり、これら諸課題に向け、まさに先を見越した市政運営に取り組んでいかなければならないと考えております。

さて、政府日銀は長引くデフレからの脱却と経済再生に向け、さまざまな政策を推進し、その効果から大企業を中心に緩やかながらも景気回復の兆しが見えてまいりました。この景

気回復の動きを確かなものとし、また、全ての国民が活躍できる社会の実現を目指す「一億総活躍社会」実現に向け、新たな成長戦略として、安倍政権は2020年までにGDP600兆円を目指すことなどアベノミクス新三本の矢を発表いたしました。しかし、本市においては、市内の土地取引件数の動向などを見ましても、若干ではありますが、景気回復につながる兆しが見えてきたものの、現状においてはまだ十分とは言いがたく、本市を含めた地方では景気回復が実感できない状況にあります。

このような中、本市では昨年、平成17年度に策定しました「八街市総合計画2005」をリニューアルし、今後10年間の街づくりのビジョンを示した「八街市総合計画2015」を策定いたしました。この中では、これからの街づくりにおいて、移住定住を促進し、生産年齢人口の減少を抑制することなど、人口減少・少子高齢化に対応した街づくりを主要課題と位置付けております。そのためには、本市の持つポテンシャルや個性を活かした施策を展開して、住みたい、住み続けたい場所として評価されるような街づくりを推進していかなければなりません。快適な生活環境の整備、雇用の創出、子育て環境の充実、特色ある教育の推進などについても重点施策として取り組んでまいります。財政的な制約はあるものの、見直した基本構想に基づき、着実に各種施策に取り組むことにより、将来都市像としての「ひと・まち・みどりが輝くヒューマンフィールドやちまた」の実現に取り組んでまいりたいと考えております。

また、街づくりには、行政の力だけでは限界がございます。現在、小谷流地区では民間業者がリゾート開発を進めており、名所旧跡などの観光資源の少ない本市にとって、この開発計画は、将来本市の大きな目玉となり得る可能性を秘めた一大プロジェクトでございます。このような民間の力も大いに活用するとともに、連携して今後も魅力ある街づくりを着実に推進してまいります。

平成28年度は、私が市長に就任して6年目を迎える年度でございます。私は、市長に就任して以来これまで、厳しい財政状況の中においても、山積された行政課題の解決に向け、さまざまな事業を実施してまいりました。これからも本市が目指す持続可能な社会の構築や、個性を活かした街づくりの実現に向けて邁進し、市民の皆様から「この街に生まれてよかった、住んでよかった」と実感していただけるようなふるさととして、誇りと愛着の持てる街づくりに全身全霊を傾け、全力で取り組んでまいり所存でございます。

次に、平成28年度の予算編成にあたっての基本的な考え方を申し上げます。

本市の財政状況は、中長期的に生産年齢人口の減少等による税収の落ち込み、高齢化の進展に伴う社会保障関連費用の増加に加え、人口減少に伴う地方交付税の減収など、将来にわたって厳しい財政運営を強いられることが予想されます。特に平成29年度、30年度には榎戸駅整備事業や北総中央用水事業建設費負担金など、大きな財政需要が見込まれています。また、市内各種施設の老朽化により、今後その維持補修等に多額の経費が必要となることが見込まれることから、施設維持のための計画的な整備とその財源確保をしていかなければなりません。このため、今回の当初予算編成では、将来にわたり持続可能な財政運営を維持し

ていくため、できる限り財政調整基金等への依存度を抑制し、単年度ベースでの収支均衡に努めることにより、将来の財政需要に備えなければならないと考えております。このような考えのもと、具体的には行財政改革の取り組みとして、事務事業全般にわたり、費用対効果の分析や執行方法等について見直しを行い、その成果を予算に反映させること、年間予算の編成として、緊急的に対応しなければならない事業以外は、補正予算を組まないよう年間所要額を見込み作成すること、財源の積極的な確保として、税負担の公平性の観点から、課税客体的確な補足や債権確保に努め、さらなる収納率向上に一層努めることなどを基本として、平成28年度予算を編成いたしました。

まず、歳入では、本市一般財源の大宗をなす市税及び地方交付税でございますが、市税のうち住民税については、平成27年度当初予算とほぼ同額を計上いたしました。また、固定資産税につきましては、家屋の新增築分や太陽光発電関連の償却資産の増額を見込んだことから、市税全体で70億3千500万2千円を計上いたしました。地方交付税につきましては、総務省から示された平成28年度地方財政対策において、平成27年度とほぼ同額が計上されたところでございますが、昨年実施いたしました国勢調査により、本市の人口が減少したことなどから、平成28年度の地方交付税については、前年度当初予算比では増額となるものの、平成27年度交付決定額からは若干下回る37億7千万円を計上いたしました。

次に、歳出でございますが、主なものとして、人件費では平成27年度に実施いたしました職員の給料の削減措置を取りやめたことなどから、41億4千372万8千円を計上いたしました。扶助費につきましては、生活保護費等の増額により50億3千807万4千円を計上いたしました。また、繰出金につきましても、各会計への繰出金のうち、特に国民健康保険特別会計への基準外繰出しを増額したことなどから、21億3千598万7千円となり、歳入歳出予算の総額を対前年度比2.6パーセント増の199億円といたしました。

それでは、平成28年度の主要事業の概要につきまして、基本構想の8つの街づくりの分野に沿って説明いたします。

まず初めに、便利で快適な街のための主な施策についてでございます。

本市の長年の悲願でありました榎戸駅整備事業が、昨年、JR東日本千葉支社との協定締結に至り、いよいよ本格的に開始いたしました。また、八街バイパスにつきましても、国道409号から県道千葉・八街・横芝線までの工事が平成28年度末開通を目途に事業が進められております。これらの事業は、駅利用者の利便性向上や北部地域の活性化、あるいは、市内交通渋滞の緩和などにつながるものであり、市民の皆様の期待も大きいことから、予定どおり竣工できるよう事業を着実に進めてまいります。なお、八街バイパスの残り区間である国道409号線から大木地先までの工事につきましても、地権者の同意などの問題はあっても、早期に全面開通が実現するよう、千葉県に対して引き続き要望してまいりたいと考えております。また、酒々井インター周辺の活性化のために、八街市、富里市、酒々井町の2市1町により正式に協議会を立ち上げ、インター周辺地域の振興や活性化のための調査研究と、その実現のための議論を深化させてまいります。このほかにも道路整備事業費・道路

排水施設整備事業費として、市内道路の改良、歩道整備、舗装修繕、排水工事などを進めることにより、歩行者や通行車両の安全確保等に努めてまいります。

次に、安全で安心な街のための主な施策についてでございます。

災害時において住民に対する迅速かつ確かな災害情報の伝達を行うため、設置されている防災行政無線拡声子局46局のうち、現在、30局がアナログ方式のため、この子局をデジタル化に更新いたします。また、過去の災害の教訓から、耐震診断及び耐震改修等を計画的かつ総合的に進めることにより、万一、災害があったときにおける被害の軽減を図れるよう、災害に強い街づくりを進めるため、耐震改修促進計画の改定を実施するための予算を計上いたしました。あわせて、本市地震ハザードマップについても、作成から一定の期間が経過したことから、最新の資料・データをもとに被害想定を再検証するための改定作業を実施いたします。また、住宅の耐震改修に対する補助金や耐震診断費補助金も引き続き予算計上することにより、安全で安心な街づくりを進めてまいります。

次に、健康と思いやりにあふれる街のための主な施策についてでございます。

平成28年度の新規事業として、ひとり親家庭の父または母が、生活の安定に役立つ保育士、介護福祉士、看護師等の資格を取得しようとする際に、養成機関での修業期間における生活費の一部を負担する高等職業訓練促進給付金等支給事業を計上いたしました。これは、ひとり親家庭の父または母が、就職に有利となるよう資格を取得する場合、その間、安心して修業できるよう経済的な支援をして、資格取得による自立を促そうというものでございます。次に、保育関係として、子ども子育て支援新制度により、市内に住む保育認定を受けた児童が市外の地域型保育施設に入所する費用として、地域型保育給付費負担金を計上したほか、私立認定こども園施設整備費として、明德やちまたこども園の大規模改修工事費に係る補助金を計上したところでございます。また、ロタウイルス感染症予防接種費補助金でございますが、乳幼児の胃腸炎で最もひどくなる感染症であるロタウイルスは、5歳までにほとんどのお子さんが感染し、重症化すると入院による治療が必要となる場合がございます。ロタウイルス感染症の重症化や集団感染の予防等のため、ワクチン接種の一部を助成することによりまして、保護者の経済的負担の軽減はもとより、ワクチン接種の促進により入院治療に至るケースの減少につながるよう期待しているところでございます。

次に、豊かな自然と共生する街のための主な施策についてでございます。

「八街市まち・ひと・しごと創生総合戦略」に登載した移住定住促進事業の一環として、平成27年度より継続して、空き家バンク制度活用者を対象とした空き家リフォーム工事補助金を計上いたしました。また、ごみの減量化や資源の有効利用の推進と市民のリサイクル意識の向上を図るため、資源ごみを適正に収集した団体等に奨励金を交付するリサイクル推進費を引き続き計上したほか、家庭用生ごみ減量機器設置促進事業補助金を新たに計上し、廃棄物の減量化等を一層推進してまいります。さらに、地球温暖化防止、生物多様性保存等に効果の高い営農活動に取り組む農業者に対して支援し、農業が本来有する自然環境機能の維持・増進を図るための環境保全型農業直接支援対策事業費につきましても、引き続き予算

計上いたしました。このほか、公共下水道の普及や小型合併処理浄化槽の普及による公共用水域の水質汚濁防止、不法投棄の防止に向けた環境作りなど、豊かな自然と共生する環境保全施策を引き続き推進してまいります。

次に、心の豊かさを感じる街のための主な施策についてでございます。

かねてから懸案でありました八街中学校避難階段の工事費を計上したほか、中央グラウンド夜間照明施設塗装塗りかえ工事につきましても、6本のうち残っていた4本分の予算を計上いたしました。また、中央公民館整備事業として受変電設備の更新工事、スポーツプラザ玄関ホール・ラウンジ空調設備の改修、弓道場防矢ネット交換・支柱塗りかえのための予算を計上するなど、学校教育施設、社会教育施設を整備することによりまして、スポーツを通じて豊かな心を育む教育を進めてまいります。

次に、活気に満ちあふれた街のための主な施策についてでございます。

先ほど触れましたとおり、地域のにぎわいを取り戻すためには、本市の喫緊の課題であります人口減少対策とともに、農・商・工業のバランスのとれた活性化対策が必要不可欠でございます。平成27年度に「まち・ひと・しごと創生事業」の一環として実施し、大変好評を博した八街市農業体験事業につきましても、八街市のPR効果も大きいことから、引き続き平成28年度においても実施してまいります。農業に興味のある都市部の方を対象に、本市の農業を実際に体験してもらい、将来の新規就農につなげるための農業体験インターンシップ事業や、平成27年度に商工会議所が県等からの支援を受けて企画し製造いたしました八街生姜ジンジャーエールにつきましても、本市特産の生姜を利用した新たな加工品として期待できるものであることから、八街市から普及促進に係る補助金を交付し、事業を継続して実施することといたしました。このほか、中小企業の金融対策として利子補給補助金をはじめ、農業後継者対策事業費、商店街振興事業費、商工業振興費につきましても、引き続き新年度予算に計上し、各産業の振興を図ってまいります。

次に、市民とともにつくる街のための主な施策についてでございます。

市民が街づくりに参加しやすい基盤を作るため、協働の街づくりのあり方、仕組みについて検討していくとともに、市民協働の趣旨をより深く理解していただくための事業として、市民参加協働事業費を計上いたしました。また、各区の快適なコミュニティ環境を整備し、コミュニティ活動の健全な育成等の推進を図るための支援として、引き続き地区コミュニティ推進費につきましても計上したところでございます。なお、予算とは直接関係するものではございませんが、市民、各区、ボランティア団体、NPO、企業などとともに、市民協働を推進していくための組織として、平成28年度から市民協働を担当する班を設置し、市民協働による街づくりのさまざまな取り組みを積極的に進めてまいります。

最後に、市民サービスの充実した街のための主な施策についてでございます。

平成28年度の新規事業として、移住定住を促進するためのウェブサイト構築委託業務を計上いたしました。これは、シティプロモーションの推進、転入促進のための市ホームページの空き家バンク制度の改善を行い、市内不動産業者との連携を視野に入れて、市のPRや

情報提供を行うものでございます。また、広報やちまたや議会だより、市ホームページ等を活用して、市政情報を幅広く周知することにより、市民と行政が正確な情報を共有できるよう情報発信を進めてまいります。

以上、平成28年度の主な施策につきまして説明させていただきました。

先に触れたとおり、本市では昨年八街市総合計画を見直し、「八街市総合計画2015」を策定したところでございます。今後の市政運営にあたりましては、限られた財源の中ではございますが、新たな総合計画に基づき、よりよい街づくりの推進に努めてまいりたいと考えております。

市民の皆様並びに議員各位のご理解とご協力をお願い申し上げまして、平成28年度の施政運営方針といたします。

続きまして、本定例会に提出させていただきました各議案についてご説明いたします。

本定例会に提出いたしました議案は、人事に関する諮問1件、議案として、人事に関する案件1件、条例の制定、改正及び廃止18件、市道路線の認定1件、平成27年度一般会計補正予算、国民健康保険特別会計補正予算、下水道事業特別会計補正予算、水道事業会計補正予算、平成28年度各会計予算の合計31議案でございます。

諮問第1号は、人権擁護委員候補者の推薦についてでございます。これは、人権擁護委員の任期が平成28年6月30日で満了することに伴い、その公認候補者として瀬山昭二氏及び月脚真理子氏を推薦することについて、議会の意見を求めるものでございます。

議案第1号は、固定資産評価審査委員会委員の選任についてでございます。これは、平成28年3月9日をもって任期満了となる固定資産評価審査委員会委員、安藤豊一氏について、引き続き同氏を固定資産評価審査委員会委員に選任することについて、議会の同意を求めるものでございます。

議案第2号は、専決処分の承認を求めることについてでございます。これは、平成27年12月16日に決定した平成28年度与党税制改正大綱において、個人番号の利用の取り扱いを見直す方針が示され、個人住民税に係る減免申請書への個人番号記載を不要とするなど、個人番号利用手続の一部見直しの通知があり、施行期日が平成28年1月1日であることから、市議会を招集する時間的余裕がないため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をした八街市税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について、議会の承認を求めるものでございます。

議案第3号は、八街市行政不服審査法施行条例の制定についてでございます。これは、行政不服審査法の改正により、不服申立てに対する審査の手続において、審査庁から諮問を受けて調査審議を行う第三者機関として設置する八街市行政不服審査会の組織及び運営、その他手数料等の法の施行に関し、必要な事項を条例に定めるものでございます。

議案第4号は、八街市総合計画審議会条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。これは、平成28年4月1日から総務部企画課を総務部企画政策課へ名称変更することなどから、八街市総合計画審議会の庶務を所管する課の名称について変更する必要が生じ

たため、所要の改正を行うものでございます。

議案第5号は、八街市行財政調査会条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。これは、平成28年4月1日から総務部行財政改革推進室を総務部財政課へ統合する組織改正をいたすことから、八街市行財政調査会の庶務を所管する課について、財政課へ変更する必要が生じたことから、所要の改正を行うものでございます。

議案第6号は、八街市公文書公開条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。これは、行政不服審査法の改正により、八街市公文書公開制度での不服申立てについて、行政不服審査法の規定による審理手続をとる必要がありますが、八街市公文書公開制度は行政不服審査法に準じた審査会を設置しているため、行政不服審査法の規定は適用しないこととするなど、所要の改正を行うものでございます。

議案第7号は、八街市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。これは、行政不服審査法の改正により、八街市個人情報保護制度での不服申立てについて、行政不服審査法の規定による審理手続をとる必要がありますが、八街市個人情報保護制度は行政不服審査法に準じた審査会を設置しているため、行政不服審査法の規定は適用しないこととするなど、所要の改正を行うものでございます。

議案第8号は、八街市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。これは、地方公務員法の一部改正等により、任命権者の報告事項として、職員の人事評価の状況、職員の退職管理の状況等を加えるなど、所要の改正を行うものでございます。

議案第9号は、八街市職員の退職管理に関する条例の制定についてでございます。これは、地方公務員法の一部改正により、地方公務員の退職管理の適正を確保するため、営利企業等に再就職した元職員による現役職員への働きかけの規制及び再就職情報の届け出義務に関し、退職管理の円滑な実施を図るために必要な事項を条例に定めるものでございます。

議案第10号は、非常勤の特別職の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。これは、議案第3号、八街市行政不服審査法施行条例の規定に基づき設置する行政不服審査会の委員が非常勤の特別職となることから、その報酬について本条例に加えるため、所要の改正を行うものでございます。

議案第11号は、八街市特別職の職員の給与及び旅費等に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてでございます。これは、特別職職員の給料月額と特例による給料減額について、近隣市の動向や財政状況等を踏まえて総合的に見直しを行うもので、給料月額を市長は83万円に、副市長は69万円に、教育長は65万円に改正し、また、平成28年度における特例として当該給料月額を、市長は5パーセント、副市長と教育長はそれぞれ2パーセント減額することについて、所要の改正を行うものでございます。

議案第12号は、八街市一般職の職員の給与等に関する条例及び八街市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。これは、人事院勧告及び千葉県人事委員会勧告において、民間給与との格差を是正するため、給料表の引

き上げ改定及び勤勉手当の引き上げ改定等が勧告されたことから、本市においても一般職職員の適正な給与水準を維持するため改正の必要が生じたこと、また、地方公務員法の改正に伴い、等級別基準職務表を規定する必要が生じたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。

議案第13号は、八街市一般職の職員の管理職手当及び地域手当の特例に関する条例の制定についてでございます。これは、本市の財政状況は財政推計等から鑑みて、当面厳しい状況が続くことが見込まれることから、地域手当は1.5パーセントの支給、管理職手当は20パーセント減額することについて、必要な事項を条例に定めるものでございます。

議案第14号は、固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。これは、行政不服審査法及び行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律による地方税法の改正により、審査申出書の記載事項、法人等における資格に関する書面の添付、決定書に関する記載事項、手数料に関する規定の整備を追加することにより、所要の改正を行うものでございます。

議案第15号は、八街市子ども・子育て会議設置条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。これは、平成28年4月1日から市民部児童家庭課を市民部子育て支援課へ名称変更することから、八街市子ども・子育て会議の庶務を所管する課の名称についても変更する必要があるため、所要の改正を行うものでございます。

議案第16号は、八街市ホームヘルプサービス事業手数料徴収条例を廃止する条例の制定についてでございます。これは、介護保険制度の普及により介護保険制度創設前から実施していた八街市ホームヘルプサービス事業の利用者がいないこと及び平成28年4月から介護予防・日常生活支援総合事業を実施することに伴い、八街市ホームヘルプサービス事業を廃止するため、関連する本手数料を廃止することについて必要な事項を条例に定めるものでございます。

議案第17号は、八街市予防接種健康被害調査委員会条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。これは、平成28年4月1日から市民部健康管理課を市民部健康増進課へ名称変更することから、八街市予防接種健康被害調査委員会の庶務を所管する課の名称についても変更する必要があるため、所要の改正を行うものでございます。

議案第18号は、八街市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例の制定についてでございます。これは、消費者安全法の改正により、消費生活センターを設置する地方公共団体は、消費生活センターの組織及び運営に関する事項、消費生活相談等の事務により知り得た情報の安全管理に関する事項について条例に定めることとされたため、必要とする事項について条例に定めるものでございます。

議案第19号は、八街市営土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。これは、行政不服審査法の改正により、異議の申し立てを審査請求に、不服申立のできる期間を30日から3カ月に変更するなど、行政不服審査法に準じた条例にするため、所要の改正を行うものでございます。

議案第20号は、市道路線の認定についてでございます。これは、八街字新氷川小路地先の道路など、開発行為により帰属を受けた道路18路線について、新たに市道として認定するものでございます。

議案第21号は、平成27年度八街市一般会計補正予算についてでございます。この補正予算は、既定の予算に2千74万9千円を追加し、歳入歳出予算の総額を204億1千499万6千円とするものでございます。歳入につきましては、地方交付税1千177万5千円、国庫支出金2億859万7千円、財産収入2千962万2千円を増額し、県支出金5千769万4千円、繰入金1億3千47万2千円、市債6千910万円を減額することが主なものでございます。歳出につきましては、総務費は、一般職、特別職等の人件費等が減額になるものの、減債基金積立金や情報セキュリティ強化対策事業費等を増額することにより1億925万8千円の増、民生費は、障害者自立支援給付事業費、児童手当支給費、保育園管理費等が減額になるものの、年金生活者等支援臨時福祉給付金給付事業費や臨時福祉給付金給付事業費の前年度国庫支出金返還金等を増額することにより8千485万6千円の増、土木費は、榎戸駅整備事業費や下水道事業特別会計繰出金等を減額することにより1億2千982万8千円の減とすることが主なものであり、その他予算の大半は、平成27年度末を控えての事業完了または執行見込みに基づきまして、予算の整理を行うものでございます。繰越明許費につきましては、平成27年度予算計上した事業のうち10事業について、年度内完了が見込めないことから計上したものでございます。債務負担行為の補正につきましては、追加する債務負担行為は、物品等の賃借に関するもの2件、負担金の支出に関するもの1件で、変更する債務負担行為は、物品等の賃借に関するもの1件でございます。地方債の補正につきましては、追加1件、廃止1件、変更4件で、地方債限度額の合計を6千910万円減するものでございます。

議案第22号は、平成27年度八街市国民健康保険特別会計補正予算についてでございます。この補正予算は、既定の予算に3千780万6千円を追加し、歳入歳出予算の総額を118億2千751万8千円とするものでございます。歳入につきましては、一般会計からの繰入金を3千780万6千円増額するものであり、歳出につきましては、保険給付費を3千746万8千円、諸支出金を33万8千円増額するものでございます。

議案第23号は、平成27年度八街市後期高齢者医療特別会計補正予算についてでございます。この補正予算は、既定の予算に949万5千円を追加し、歳入歳出予算の総額を4億4千542万5千円とするものでございます。歳入につきましては、後期高齢者医療保険料706万2千円、繰越金280万8千円を増額し、繰入金37万5千円を減額するものでございます。歳出につきましては、後期高齢者医療広域連合納付金721万7千円、諸支出金227万8千円を増額するものでございます。

議案第24号は、平成27年度八街市下水道事業特別会計補正予算についてでございます。この補正予算は、既定の予算から9千56万5千円を減額し、歳入歳出予算の総額を9億7千648万4千円とするものでございます。歳入につきましては、繰越金363万9千円、

諸収入235万3千円を増額し、国庫支出金4千150万円、繰入金3千655万7千円、市債1千850万円を減額するものでございます。歳出につきましては、下水道事業費8千256万5千円、公債費800万円を減額するものでございます。繰越明許費につきましては、平成27年度予算計上した事業のうち1事業について、年度内の完了が見込めないことから計上したものでございます。地方債の補正につきましては、変更2件で、地方債限度額の合計を1千850万円減するものでございます。

議案第25号は、平成27年度八街市水道事業会計補正予算についてでございます。この補正予算は、収益的収入につきましては、既定の予算から27万2千円を減額し、総額を1億152万6千円とし、収益的支出につきましては、既定の予算から153万7千円を減額し、総額を1億8千546万円とするものでございます。資本的収入につきましては、既定の予算から46万7千円を減額し、総額を1億3千30万7千円とし、資本的支出につきましては、既定の予算に205万円を追加し、総額を1千820万4千円とするものでございます。

議案第26号から議案第31号までは、平成28年度八街市一般会計予算をはじめとする各会計の予算についてでございます。各予算の概要につきましては、先ほど説明いたしましたが、詳細につきましては、後ほど各担当部課長から説明させます。

以上で、提出いたしました議案の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議の上、可決くださるようお願い申し上げます。

○議長（加藤 弘君）

会議中ではありますが、ここで10分間の休憩をします。

（休憩 午前10時52分）

（再開 午前11時02分）

○議長（加藤 弘君）

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

北村市長より発言を求められております。これを許します。

○市長（北村新司君）

先ほど、議案第25号、平成27年度八街市水道事業会計補正予算の説明の中で、資本的支出につきまして、総額を1千820万4千円と申し上げましたけども、正しくは総額4億1千820万4千円と訂正いたします。

○総務部長（武井義行君）

それでは、議案第26号、平成28年度八街市一般会計予算につきましてご説明いたします。

お手元に配付してございます平成28年度八街市一般会計予算書の5ページをお開きください。

まず、第1条では、歳入歳出予算の総額を、歳入、歳出それぞれ199億円と定め、歳入

歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額を、6ページから11ページまでの第1表歳入歳出予算によるものとしております。歳入歳出の予算の総額を前年度と比較いたしますと、5億500万円、率にいたしまして2.6パーセントの増となっております。

次に、第2条では、地方自治法第214条の規定によりまして、債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額を12ページから13ページの第2表債務負担行為によるものとしております。

次に、第3条では、地方自治法第230条第1項の規定によりまして、起こすことができる地方債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を14ページの第3表地方債によるものとしております。

次に、第4条では、地方自治法第235条の3第2項の規定によりまして、一時借入金の借入最高額を20億円と定めるものでございます。

次に、第5条では、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定によりまして、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合を定めるものでございます。

続きまして、一般会計予算の主な内容についてご説明いたします。

6ページ、第1表歳入歳出予算をごらんください。

まず初めに、歳入予算につきましてご説明いたします。

1款市税につきましては、70億3千500万2千円、歳入全体の35.5パーセントを占めているものでございます。前年度と比較いたしますと1億7千601万4千円、2.6パーセントの増を見込んだところでございます。これにつきましては、新築家屋の固定資産税の増額及び太陽光発電関連の償却資産の増額に伴い、市税全体で増額を見込んだものでございます。

次に、2款地方譲与税につきましては、1億6千500万円、前年度と比較いたしまして1千510万円、8.4パーセントの減となっております。

次に、3款利子割交付金につきましては、700万円で、前年度と比較いたしまして680万円、49.3パーセントの減となっております。

次に、4款配当割交付金につきましては、5千700万円、前年度と比較いたしまして2千100万円、58.3パーセントの増となっております。

次に、5款株式等譲渡所得割交付金につきましては、4千500万円で、前年度と比較いたしまして1千500万円、50.0パーセントの増となっております。

次に、6款地方消費税交付金につきましては、10億5千万円で、前年度と比較いたしまして6千万円、6.1パーセントの増となっております。

次に、7款ゴルフ場利用税交付金につきましては、1千500万円で、前年度と同額を見込んでおります。

続きまして、7ページをごらんください。

8款自動車取得税交付金につきましては、4千500万円で、前年度と比較いたしますと1千万円、28.6パーセントの増となっております。

次に、9款地方特例交付金につきましては、2千700万円で、前年度と比較いたしますと200万円、6.9パーセントの減となっております。これにつきましては、住宅借入金等特別税額控除に係ります減収補填分として見込んだものでございます。

なお、ただいまご説明いたしました2款から9款につきましては、地方財政対策及び県からの財政情報等を考慮し、積算したものでございます。

次に、10款地方交付税につきましては、37億7千万円で、前年度と比較いたしますと1億3千500万円、3.7パーセントの増となっております。これにつきましては、平成27年度の普通交付税が当初予算を上回る37億3千286万7千円になることが見込まれる一方において、総務省における地方財政対策では、前年度比マイナス0.3パーセントが示されていること、さらに、国勢調査の結果、基準財政需要額の算定基礎となる人口が減少傾向にあることなどを考慮した結果、普通交付税につきましては36億円を、また、特別交付税につきましては、1億7千万円を見込んだことによるものでございます。

次に、11款交通安全対策特別交付金につきましては、前年度と同額の800万円を見込んでおります。

次に、12款分担金及び負担金につきましては、1億9千258万3千円で、前年度と比較いたしますと816万9千円、4.4パーセントの増となっております。

次に、13款使用料及び手数料につきましては、2億9千870万5千円で、前年度と比較いたしますと1千699万円、6.0パーセントの増となっております。

次に、14款国庫支出金につきましては、32億8千257万5千円で、前年度と比較しますと5千287万円、1.6パーセントの増となっております。これにつきましては、障害者自立支援給付費負担金、学校施設環境改善交付金等が減となったものの、生活保護費負担金のうち医療扶助、社会資本整備総合交付金、子どものための教育・保育給付費負担金が増加したことによるものでございます。

次に、15款県支出金につきましては、14億4千122万4千円で、前年度と比較いたしますと5千326万円、3.8パーセントの増となっております。これにつきましては、児童手当負担金、県議会議員選挙執行委託金、国勢調査委託金、障害者自立支援給付費負担金等が減額したものの、参議院議員選挙執行委託金、千葉県知事選挙執行委託金、子ども子育て支援交付金等が増となったことによるものでございます。

続きまして、8ページをごらんください。

16款財産収入につきましては、1千145万5千円で、前年度と比較いたしますと202万2千円、23.8パーセントの増となっております。

次に、17款寄附金につきましては、400万円で、前年度と比較いたしますと370万円、1千233.3パーセントの増となっております。これにつきましては、やちまた応援寄附金の増を見込んだことによるものでございます。

次に、18款繰入金につきましては、5億3千311万8千円で、前年度と比較いたしますと9千663万4千円、15.3パーセントの減となっております。これにつきましては、

財政調整基金からの繰入額を、前年度6億円の繰り入れに対し、1億円減の5億円としたことが主な要因でございます。

次に、19款繰越金につきましては、前年度と同額の1億円としております。

次に、20款諸収入につきましては、5億7千393万8千円で、前年度と比較いたしますと1千927万1千円、3.2パーセントの減となっております。

次に、21款市債につきましては、12億3千840万円で、前年度と比較いたしますと9千60万円、7.9パーセントの増となっております。これにつきましては、小学校債として、交進、二州、八街東小の屋内運動場非構造部材耐震対策事業等が減になっているものの、消防債として、特に防災行政無線通信機整備事業債の増が主な要因でございます。なお、平成28年度における起債依存度につきましては、6.2パーセントとなっております。

歳入予算の説明については以上とさせていただきます。なお、詳細につきましては、51ページから73ページをご参照いただきたいと思います。と存じます。

続きまして、歳出予算についてご説明いたします。

9ページをごらんください。

1款議会費につきましては、2億903万円で、前年度と比較いたしますと3千6万9千円、12.9パーセントの減となっております。これにつきましては、議員共済会給付費負担金の減が主な要因でございます。

次に、2款総務費につきましては、19億3千626万5千円で、前年度と比較いたしますと6千419万6千円、3.4パーセントの増となっております。これにつきましては、一般職人件費、第3庁舎施設改修工事の増が主な要因でございます。

次に、3款民生費につきましては、86億854万9千円で、生活保護費全体で約1億円、その他国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療の特別会計への繰出金の増が主な要因でございます。

次に、4款衛生費につきましては、21億6千139万6千円で、前年度と比較いたしますと1千282万6千円、0.6パーセントの増となっております。これにつきましては、子ども医療費助成事業、予防接種委託料、新規事業でありますロタウイルス感染症予防接種費補助金等の増が主な要因でございます。

次に、5款農林水産事業費につきましては、2億4千314万5千円で、前年度と比較いたしますと1千843万円、8.2パーセントの増となっております。これにつきましては、青年就農給付金、園芸生産拡大支援事業補助金の増が主な要因でございます。

次に、6款商工費につきましては、1億2千324万5千円で、前年度と比較いたしますと510万8千円、4.3パーセントの増となっております。これにつきましては、市観光農業協会補助金としての農業体験ツアー事業に係る経費の増が主な要因でございます。

続きまして、10ページをご参照ください。

7款土木費につきましては、10億8千75万9千円で、前年度と比較いたしますと6千12万5千円、5.9パーセントの増となっております。これにつきましては、道路整備事

業費及び道路排水施設整備事業費の増が主な要因でございます。

次に、8款消防費につきましては、14億7千654万4千円で、前年度と比較いたしますと2億6千631万円、22パーセントの増となっております。これにつきましては、歳入でもご説明いたしました防災行政無線拡声子局移設工事の約2億円、佐倉市八街市酒々井町消防組合分担金及び消防自動車3台分の購入費が主な要因でございます。

次に、9款教育費につきましては、18億9千997万円で、前年度と比較いたしますと1億5千103万1千円、7.4パーセントの減となっております。これにつきましては、中央公民館の受変電設備及びスポーツプラザの空調設備等が増となるものの、小学校3校分の屋内運動場耐震工事の完了による減及び朝陽小学校のグラウンド整備工事完了による減が主な要因でございます。

次に、10款災害復旧費につきましては、公共土木施設災害復旧費といたしまして、前年度と同額の1千円を計上したものでございます。

次に、11款公債費につきましては、21億1千114万9千円で、前年度と比較いたしますと2千664万円、1.2パーセントの減となっております。これにつきましては、平成25年度に借り入れた臨時財政対策債12億1千800万円の元金償還開始により、約3千400万円の増となりますが、平成12年度に借り入れましたクリーンセンター建設事業債10億3千100万円や、平成17年度に借り入れました区画整理に伴う臨時地方道路整備事業債の2億9千240万円が、平成27年度をもって完了することが主な要因でございます。この結果、平成28年度の発行予定額を加えました地方債の平成28年度末現在高の見込額につきましては、176億3千374万1千円となり、平成27年度末現在高見込額と比較しますと、6億8千890万4千円の減となるものでございます。

歳出予算の説明につきましては以上とさせていただきます。

歳出の詳細につきましては、77ページから265ページをご参照いただきたいと思います。

以上をもちまして、平成28年度八街市一般会計予算につきまして説明を終わらせていただきます。

○市民部長（石川良道君）

それでは、議案第27号、平成28年度八街市国民健康保険特別会計予算についてご説明申し上げます。

予算書の17ページをごらんください。

平成28年度当初予算の歳入歳出予算の総額を、歳入、歳出それぞれ117億153万1千円と定めるものでございます。前年度と比較しますと2億6千74万2千円、率にして2.3パーセントの増となります。また、第2条の一時借入金は、一時借入をしなければならない事態が生じた場合の対応として、限度額を15億円と定めるものでございます。

続きまして、予算書の18、19ページをごらんください。

初めに、歳入でございますが、1款国民健康保険税25億7千518万5千円につきまし

ては、一般被保険者、退職被保険者等それぞれの医療保険分、後期高齢者支援金分、介護保険金分としての保険税であり、前年度と比較しますと2.7パーセントの増となります。

2款国庫支出金につきましては、26億6千102万円を計上いたしました。前年度と比較しますと4.5パーセントの増となります。主なものは、療養給付費負担金、後期高齢者支援金などに対する国の負担分及び高額医療費共同事業医療費拠出金に対する国の負担分でございます。

3款療養給付費交付金、2億7千418万3千円につきましては、退職被保険者の医療費に係る社会保険診療報酬支払基金からの交付金を計上いたしました。前年度と比較しますと26.1パーセントの減となります。

4款前期高齢者交付金につきましては、社会保険診療報酬支払基金が各保険者から加入者数に応じ納付金として徴収し、これを各保険者に分配するもので、19億6千349万1千円を計上いたしました。前年度と比較しますと1.9パーセントの減となります。

5款県支出金、6億4千656万9千円につきましては、高額医療費共同事業拠出金及び特定健康診査等に対する県の負担分と財政調整交付金で、前年度と比較しますと7.5パーセントの増となります。

6款共同事業交付金、28億3千593万6千円につきましては、高額医療費共同事業及び保険財政共同安定化事業に係る千葉県国民健康保険団体連合会からの交付金であります。前年度と比較しますと7パーセントの増となります。

7款繰入金は、一般会計からの繰入金で、7億1千215万3千円を計上いたしました。前年度と比較しますと3.8パーセントの減となります。

8款繰越金は、存目計上といたしました。

9款諸収入につきましては、3千299万2千円を計上いたしました。

なお、歳入の詳細につきましては、287ページから292ページに記載のとおりでございますので、ご参照ください。

次に、歳出でございます。

予算書の20、21ページをごらんください。

1款総務費は、3千880万9千円を計上いたしました。主なものは、一般管理費及び千葉県国民健康保険団体連合会への負担金、保険税の賦課徴収に必要な経費などがございます。

2款保険給付費につきましては、一般被保険者及び退職被保険者等に係る保険給付費で、68億3千394万8千円を計上いたしました。前年度と比較しますと4パーセントの増となります。主なものは、現物給付となる療養給付費、現金給付となる療養費及び診療報酬明細書の審査支払手数料、高額療養費などがございます。

3款後期高齢者支援金等ですが、後期高齢者医療制度への費用負担分として14億9千353万9千円を計上しました。前年度と比較しますと3.7パーセントの減となります。

4款前期高齢者納付金等ですが、社会保険診療報酬支払基金への納付金の調整分として166万7千円を計上しました。

5 款の老人保健拠出金につきましては、過年度分の精算となっており、1 千円の存目計上とし、その事務費分と合わせて4 万7 千円を計上しました。

6 款の介護納付金は、介護保険への支援分として6 億1 千1 3 2 万円を計上しました。前年度と比較しますと4. 7 パーセントの減となります。

7 款の共同事業拠出金、2 6 億4 千6 9 8 万4 千円につきましては、高額医療費共同事業拠出金及び保険財政共同安定化事業拠出金を計上いたしました。前年度と比較しますと3. 3 パーセントの増となります。

8 款の保健事業費、5 千6 9 0 万4 千円につきましては、特定健康診査・保健指導に係る経費及び人間ドック助成事業の経費を計上しました。前年度と比較しますと0. 4 パーセントの増となります。

9 款の公債費、3 0 0 万円につきましては、一時借入金の利子を計上いたしました。

1 0 款諸支出金につきましては、保険税過誤納還付金など1 千3 1 万3 千円を計上いたしました。

1 1 款の予備費につきましては、5 0 0 万円を計上いたしました。

なお、歳出の詳細につきましては、2 9 3 ページから3 0 4 ページに記載のとおりでございますので、ご参照ください。

以上、平成2 8 年度八街市国民健康保険特別会計予算の説明を終わります。

続きまして、議案第2 8 号、平成2 8 年度八街市後期高齢者医療特別会計予算についてご説明申し上げます。

2 5 ページをごらんください。

平成2 8 年度当初予算は、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ5 億3 6 9 万2 千円と定めるものでございます。前年度と比較しますと1 5. 5 パーセントの増となります。

続きまして、予算書の2 6 ページをお開きください。

初めに、歳入でございますが、1 款の後期高齢者医療保険料につきましては、保険料率は、均等割が1 人あたり年額4 万4 0 0 円、所得割が7. 9 3 パーセントで試算した結果、3 億7 千6 6 3 万9 千円を計上いたしました。前年度と比較しますと1 6. 8 パーセントの増となります。

2 款繰入金、1 億2 千1 0 6 万9 千円は、一般管理費や賦課徴収費の事務費分としての事務費繰入金と、低所得者等の保険料軽減分を公費で補填する保険基盤安定繰入金を計上いたしました。前年度と比較しますと1 2. 6 パーセントの増となります。

3 款繰越金は、平成2 7 年度からの繰越見込額として2 0 0 万円を計上いたしました。

4 款諸収入は、存目計上である延滞金と、後期高齢者医療過年度還付金、長寿・健康増進事業補助金等の雑入として3 9 8 万4 千円を計上いたしました。

なお、歳入の詳細につきましては、3 1 1 ページ、3 1 2 ページに記載のとおりでございますので、ご参照ください。

次に、歳出でございますが、2 7 ページをごらんください。

1 款総務費、4 6 3 万 4 千円につきましては、1 項総務管理費の各申請書や決定通知等の郵送に係る経費及び短期人間ドック助成として一般管理費 2 3 7 万 9 千円と、2 項徴収費の保険料の賦課徴収に関する経費として 2 2 5 万 5 千円を計上いたしました。前年度と比較しますと 0. 6 パーセントの減となります。

2 款後期高齢者医療広域連合納付金、4 億 9 千 6 5 5 万 7 千円は、後期高齢者医療広域連合への納付金で、市が徴収した保険料と、保険料軽減分の基盤安定繰入金の合計額を計上しております。前年度と比較しますと 1 5. 8 パーセントの増となります。

3 款諸支出金は、保険料の過年度分還付金及び還付加算金として 1 5 0 万 1 千円を計上いたしました。

4 款予備費は 1 0 0 万円を計上しております。

なお、歳出の詳細につきましては、3 1 3 ページ、3 1 4 ページに記載のとおりでございますので、ご参照ください。

以上、平成 2 8 年度八街市後期高齢者医療特別会計予算の説明を終わります。

続きまして、議案第 2 9 号、平成 2 8 年度八街市介護保険特別会計予算につきましてご説明申し上げます。

3 1 ページをお開きください。

まず、第 1 条では歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 4 4 億 8 千 1 1 1 万 6 千円と定めるものでございます。前年度と比較いたしますと、率にして 6. 7 パーセントの増となります。

第 2 条では、地方自治法第 2 1 4 条の規定により、債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、3 6 ページの第 2 表債務負担行為によるものとしております。

第 3 条では、地方自治法第 2 2 0 条第 2 項ただし書きの規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合について定めるものでございます。

続きまして、3 2 ページをお開きください。

初めに、歳入予算についてご説明いたします。

1 款保険料でございますが、1 1 億 5 千 9 1 0 万 6 千円の計上で、前年度と比較しますと 7. 0 パーセントの増となります。これは、第 1 号被保険者数の増加によるものであります。

次に、2 款分担金及び負担金でございますが、前年度と比較いたしまして 2. 3 パーセント減の 1 8 3 万 6 千円の計上で、地域支援事業に係る利用者の自己負担金でございます。

次に、3 款国庫支出金でございますが、8 億 4 千 7 4 0 万 9 千円の計上で、前年度と比較しますと 4. 3 パーセントの増となっております。これは、介護給付費等に対する国の負担金及び調整交付金と地域支援事業に要する国からの交付金でございます。

次に、4 款支払基金交付金でございますが、1 1 億 8 千 7 2 8 万 1 千円の計上で、前年度と比較しますと 4. 8 パーセントの増となっております。これは、社会保険診療報酬支払基金からの介護給付費交付金及び地域支援事業支援交付金でございます。

次に、5 款県支出金でございますが、6 億 9 千 2 0 9 万 6 千円の計上で、前年度と比較し

ますと14.7パーセントの増となっております。これは、介護給付費等に対する県の負担金、地域支援事業及び介護施設等整備事業に係る県からの交付金でございます。

次に、6款財産収入でございますが、介護給付費準備基金積立金利子1千円を存目計上するものでございます。

次に、7款繰入金でございますが、5億9千189万7千円の計上で、前年度と比較しますと5.0パーセントの増となっております。これは、介護給付費、事務費及び地域支援事業の市負担金並びに低所得者介護保険料軽減による繰入金が主なものでございます。

次に、8款諸収入でございますが、49万円の計上で、前年度と比較しますと40万4千円の増となっておりますが、これは、社会保険の適用範囲拡大予定に伴う臨時職員保険料個人負担金の増によるものが主なものでございます。

続きまして、33ページをお開きください。

次に、9款繰越金でございますが、100万円の計上でございます。

歳入予算の説明は以上でございます。詳細につきましては、319ページから323ページをご参照いただきたいと思います。

続きまして、34ページをお開きください。

歳出予算につきましてご説明いたします。

1款総務費でございますが、9千483万7千円の計上で、前年度と比較しますと5千810万5千円の増となっております。これは、高額医療高額介護合算処理に係る介護保険システム改修業務、介護施設等整備事業に係る地域介護・福祉空間整備事業補助金及び介護保険料賦課徴収事務に関する経費並びに介護認定審査会の報酬等が主なものでございます。

次に、2款保険給付費でございますが、41億9千746万9千円の計上で、前年度と比較しますと3.9パーセントの増となっております。

1項介護サービス等諸費、37億9千214万2千円及び2項介護予防サービス等諸費、7千450万8千円の計上につきましては、要支援・要介護認定を受けた方に係る介護サービス及び介護予防サービスに対する給付費でございます。

3項高額介護サービス等費、8千357万2千円の計上につきましては、介護サービスに係る1割の自己負担が一定金額を超えたときに、超えた部分を支給する経費でございます。

4項高額医療合算介護サービス等費、1千474万3千円の計上につきましては、各医療保険における世帯内で、1年間の医療及び介護両制度における自己負担額が著しく高額となった場合に、一定の上限額を超える部分について給付を行うものでございます。

5項その他諸費、321万7千円の計上につきましては、保険給付費に係る介護報酬等審査支払手数料でございます。

6項特定入所者介護サービス等費、2億2千928万7千円の計上につきましては、介護保険施設に入所する低所得者等の食費及び居住費に対して、市が認定した負担限度額を超えた部分を支給する経費でございます。

次に、3款地域支援事業費でございますが、9千501万8千円の計上は、前年度と比較

しますと4千30万6千円の増となっております。これは、平成28年4月より開始する介護予防・日常生活支援総合事業及び高齢者が地域において生活を継続するための包括的支援事業並びに家族支援などの任意事業に要する経費でございます。

1項介護予防・生活支援サービス事業費、3千542万円の計上につきましては、介護予防・日常生活支援事業の開始に伴い、要支援認定を受けた方及び基本チェックリストにより事業対象者となった方に係る訪問型サービス及び通所型サービスに対する経費でございます。

2項一般介護予防事業費728万円の計上につきましては、前年度までは介護予防事業費で行っていた運動器、口腔器の機能向上、栄養状態の改善等の事業に要する経費でございます。

3項包括的支援事業費・任意事業費5千218万円の計上につきましては、地域包括支援センターの運営経費、配食サービス業務、おむつ支給業務等に関する経費でございます。

4項その他諸費、13万8千円の計上につきましては、介護予防・日常生活支援総合事業の開始に伴う介護予防・生活支援サービスに係る介護報酬等審査支払手数料でございます。

次に、4款基金積立金でございますが、3千529万1千円の計上で、介護給付費準備基金への積み立てでございます。

次に、5款公債費でございますが、5千600万円の計上につきましては、千葉県財政安定化基金からの借り入れに伴う償還金でございます。

続きまして、35ページをお開きください。

次に、6款諸支出金でございますが、150万1千円の計上で、第1号被保険者保険料還付金等でございます。

次に、7款予備費でございますが、前年度と同額の100万円を計上いたしました。

歳出予算の説明は以上でございます。詳細につきましては、324ページから334ページをご参照いただきたいと思います。

以上で、平成28年度八街市国民健康保険特別会計予算、平成28年度八街市後期高齢者医療特別会計予算、平成28年度八街市介護保険特別会計予算についての説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議くださいますよう、お願い申し上げます。

○建設部長（河野政弘君）

議案第30号、平成28年度八街市下水道事業特別会計予算についてご説明いたします。

予算書の39ページをごらん願います。

第1条では、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億1千752万4千円に定めようとするものでございます。歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額につきましては、40ページ、41ページの第1表歳入歳出予算によるものとしております。なお、前年度と比較しますと2億3千846万5千円、率にして22.6パーセントの減となっております。

第2条では、地方自治法第214条の規定により、債務を負担する行為をすることができ

る事項、期間及び限度額は、42ページの第2表債務負担行為によるものとしております。

第3条では、地方自治法第230条第1項の規定により、起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法については、43ページの第3表地方債によるものとしております。

第4条は、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合について定めるものでございます。

続きまして、40ページ、41ページの第1表歳入歳出予算をごらん願います。

最初に、歳入についてでございます。

1款分担金及び負担金につきましては、1項負担金として390万1千円を計上しており、前年度と比較しますと40万8千円、9.5パーセントの減となっております。

2款使用料及び手数料につきましては、2億4千222万7千円の計上で、前年度と比較しますと112万5千円、0.5パーセントの増となっております。このうちの1項下水道使用料につきましては、2億4千216万7千円の計上で、前年度と比較して114万円、0.5パーセントの増、2項手数料につきましては、6万円の計上で、前年度と比較して1万5千円、14.3パーセントの減となっております。

3款国庫支出金につきましては、1項国庫補助金として6千万円を計上しており、前年度と比較しますと7千750万円、56.4パーセントの減となっております。これにつきましては、大池第3雨水幹線整備工事及び1区39号線、八街東小学校裏の枝線整備工事の減額に伴うものであります。

4款繰入金につきましては、1項一般会計繰入金として、2億5千505万9千円を計上しており、前年度と比較しますと1千985万5千円、7.2パーセントの減となっております。

5款繰越金につきましては、1項繰越金として、前年度と同額の500万円を計上しております。

6款諸収入につきましては、1千323万7千円の計上で、前年度と比較しますと547万3千円、70.5パーセントの増となっております。このうちの1項延滞金加算金及び過料につきましては、前年度と同額であります。2項雑入につきましては、大池第3雨水幹線整備事業負担金等の減に伴い、一般会計負担金が大幅な減額となっております。

7款市債につきましては、2億3千810万円を計上しており、前年度と比較しますと1億4千730万円、38.2パーセントの減となっております。

続きまして、歳出でございます。

1款下水道事業費につきましては、4億1千613万円の計上で、前年度と比較しますと2億1千988万2千円、34.6パーセントの減となっており、大池第3雨水幹線整備工事及び大池排水区枝線整備工事等の減に伴います公共下水道雨水事業費の減が主なものとなっております。このうちの1項総務管理費につきましては、1億8千79万2千円の計上で、前年度と比較しますと1千371万8千円、7.1パーセントの減、2項下水道建設費につ

きましては、2億3千533万8千円の計上で、前年度と比較しますと2億616万4千円、46.7パーセントの減となっております。

2款公債費につきましては、4億39万4千円の計上で、前年度と比較しますと1千858万3千円、4.4パーセントの減となっております。

3款予備費につきましては、1項予備費として前年度と同額の100万円を計上しております。

続きまして、42ページ、第2表債務負担行為をごらん願います。

債務負担行為の事項及び期間並びに限度額につきましては、公共下水道事業地方公営企業法適用支援業務につきましては、平成29年度から平成30年度までの2年間、限度額を2千241万8千円と定め、下水道使用料徴収業務は、平成29年度から平成33年度までの5年間、限度額を7千547万円と定め債務負担行為を行おうとするものでございます。

続きまして、43ページ、第3表地方債をごらん願います。

起債の目的及び限度額につきましては、公共下水道事業9千300万円、流域下水道事業310万円、下水道事業特別措置分2千610万円、下水道事業資本費平準化債1億610万円、下水道事業公営企業会計適用債980万円と定め、起債の方法につきましては、普通貸借または証券発行、利率につきましては5.0パーセント以内、償還の方法につきましては、政府資金による場合についてはその融資条件により、銀行その他による場合についてはその債権者と協定するものによるものとしております。なお、詳細につきましては、341ページ以降記載の八街市下水道事業特別会計予算に関する説明をご参照いただきたいと思います。

以上で、平成28年度八街市下水道事業特別会計当初予算の説明を終了させていただきます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○水道課長（金崎正人君）

議案第31号、平成28年度八街市水道事業会計予算についてご説明いたします。

予算書の1ページをお開きください。

初めに、第2条業務の予定量ですが、年度末の給水件数を1万4千638戸、年間総配水量を420万2千103立方メートル、1日平均配水量を1万1千513立方メートルと見込むものでございます。また、主な建設改良工事といたしまして、配水管更新工事を予定しております。

次に、第3条収益的収入及び支出と、第4条資本的収入及び支出ですが、予算書の5ページ、平成28年度八街市水道事業会計予算実施計画書をごらんください。

初めに、収入、第1款水道事業収益は10億8千679万9千円で、前年度と比較しますと1千376万6千円、率で1.3パーセントの減となっております。この内訳ですが、第1項営業収益は8億6千44万6千円で、前年度と比較しますと1千877万6千円、率で2.1パーセントの減となっており、その主なものは、第1目給水収益の減額によるもので

ございます。

次に、第2項営業外収益は2億2千635万3千円で、前年度と比較しますと501万円、率で2.3パーセントの増となっており、その主なものは、第4目給水申込負担金及び第5目長期前受金戻入の増額によるものでございます。

続きまして、支出、第1款水道事業費用は10億3千705万7千円で、前年度と比較しますと6千181万4千円、率で5.6パーセントの減となっております。この内訳ですが、第1項営業費用は9億6千376万5千円で、前年度と比較しますと5千857万7千円、率で5.7パーセントの減となっており、その主なものは、第1目の原水、浄水費及び第4目の総係費の減額によるものでございます。

次に、第2項営業外費用は7千229万2千円で、前年度と比較しますと323万7千円で、率で4.3パーセントの減となっており、その主なものは、第1目支払利息及び企業債取扱諸費の減額によるものです。

次に、第3項予備費は100万円で、前年度と同額を計上しております。

予算書の6ページをごらんください。

引き続きまして、資本的収入及び支出でございますが、初めに、収入、第1款資本的収入は1億594万8千円で、前年度と比較しますと2千482万6千円、率で19.0パーセントの減額となっております。この内訳ですが、第1項企業債は6千420万円、前年度と比較しますと1千610万円、率で20.1パーセントの減となっており、管路近代化事業に係る企業債費の減額によるものでございます。

次に、第2項出資金は2千670万円で、前年度と比較しますと404万6千円、率で13.2パーセントの減額となっております。水道広域化施設企業債の償還元金分の一般会計からの出資金の減額によるものでございます。

次に、第3項工事負担金は1千504万8千円で、前年度と比較しますと468万円、率で23.7パーセントの減となっております。本年度は、消火栓設置及び八街バイパスに伴う水道管切廻し工事に係る負担金でございます。

続きまして、支出、第1款資本的支出は4億833万7千円で、前年度と比較しますと766万7千円、率で1.8パーセントの減となっております。この内訳でございますが、第1項建設改良費は1億5千566万7千円で、前年度と比較しますと379万4千円、率で2.4パーセントの減となっており、その主なものは、第2目施設費の減額によるものでございます。

次に、第2項企業債償還金は2億5千237万円で、前年度と比較しますと417万3千円、率で1.6パーセントの減となっております。これは、企業債元金償還金の減額によるものでございます。

予算書の1ページにお戻りください。

引き続きまして、第4条資本的収入及び支出を定めるものですが、括弧書きでは資本的収入額が資本的支出額に対しまして不足する額を過年度分損益勘定留保資金等3億238万9

千円で補填するものとしております。

予算書の2ページをお開きください。

次に、第5条債務負担行為ですが、これは、業務期間を複数年とすることから、その事項、期間、限度額を限度額を定めるもので、八街市水道料金徴収事務委託に係る期間を平成28年度から平成33年度まで、限度額を2億3千13万9千円と定めるものでございます。

次に、第6条企業債ですが、これは、起債の目的、限度額、起債の方法などを定めるもので、平成28年度に実施する管路近代化事業に係る企業債について定めるもので、管路近代化事業として限度額を6千420万円、率を5パーセント以内などとするものでございます。

次に、第7条予定支出の各項の経費の金額の流用ですが、これは流用することができる場合を営業費用と営業外費用間の流用と定めるものでございます。

次に、第8条議会の議決を経なければ流用することができない経費ですが、これは職員の給与費7千585万円を議会の議決を経なければ流用することができない経費として定めるものでございます。

次に、第9条他会計からの補助金ですが、これは営業対策費及び一般会計繰出基準に基づく水道広域化対策等に要する経費などを補助金として受け入れる額を7千72万2千円と定めるものでございます。

次に、第10条たな卸資産購入限度額ですが、これはたな卸資産の購入限度額を定めるもので、1千463万1千円を限度額として定めるものでございます。

なお、法令等に定められた予算に関する説明資料として、5ページ以降に、八街市水道事業会計予定実施計画書、八街市水道事業会計予定キャッシュ・フロー計算書、給与費明細書、債務負担行為に関する調書、八街市水道事業会計予定貸借対照表、重要な会計方針などの注記、八街市水道事業会計予定損益計算書、それぞれが掲載されておりますので、ご参照ください。

以上で、議案第31号、平成28年度八街市水道事業会計予算の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（加藤 弘君）

以上で説明が終わりました。

お諮りします。ただいま議題となっております諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦については、人事案件ですので、質疑、委員会付託及び討論を省略して、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（加藤 弘君）

ご異議なしと認めます。

お諮りします。諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦については、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるものです。

お諮りします。この件については、直ちに意見を決定したいと思います。

人権擁護委員候補者を市長の推薦のとおり、適任と認めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(加藤 弘君)

ご異議なしと認めます。諮問第1号は、市長の推薦のとおり適任と認めることに決定しました。

ただいま議題となっています議案第1号、固定資産評価審査委員会委員の選任については、人事案件ですので、質疑、委員会付託及び討論を省略して直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(加藤 弘君)

ご異議なしと認めます。

議案第1号、固定資産評価審査委員会委員の選任についてを採決します。

この議案に同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(加藤 弘君)

議案第1号は同意することに決定しました。

日程第5、休会の件を議題とします。

明日、18日から21日の4日間を議案調査及び休日のため休会したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(加藤 弘君)

ご異議なしと認めます。18日から21日の4日間を休会することに決定しました。

本日の日程は全て終了しました。本日の会議はこれで終了します。

2月22日は午前10時から本会議を開き、市政に対する一般質問を行います。

議員の皆様に申し上げます。2月26日に議案に対する質疑を予定していますので、質疑のある方は23日、午後1時までに通告書を提出するようお願いいたします。なお、所属する常任委員会の所管する議案については、原則として質疑を避けるようお願いいたします。

ご苦労さまでした。

(散会 午後 0時02分)

○本日の会議に付した事件

1. 会議録署名議員の指名
2. 会期の決定
3. 発議案の上程
発議案第1号、発議案第2号
提案理由の説明
委員会付託省略、質疑、討論、採決
4. 議案の上程
諮問第1号
議案第1号から議案第31号
提案理由の説明
諮問第1号、議案第1号
採決
5. 休会の件

-
- 発議案第1号 八街市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について
- 発議案第2号 八街市議会政務活動費の交付に関する条例の特例に関する条例の一部を改正する
条例の制定について
- 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 議案第1号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 議案第2号 専決処分の承認を求めることについて（八街市税条例の一部を改正する条例の一
部改正）
- 議案第3号 八街市行政不服審査法施行条例の制定について
- 議案第4号 八街市総合計画審議会条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第5号 八街市行財政調査会条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第6号 八街市公文書公開条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第7号 八街市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第8号 八街市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定
について
- 議案第9号 八街市職員の退職管理に関する条例の制定について
- 議案第10号 非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
の制定について
- 議案第11号 八街市特別職の職員の給与及び旅費等に関する条例等の一部を改正する条例の制
定について
- 議案第12号 八街市一般職の職員の給与等に関する条例及び八街市一般職の任期付職員の採用

等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

- 議案第13号 八街市一般職の職員の管理職手当及び地域手当の特例に関する条例の制定について
- 議案第14号 固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第15号 八街市子ども・子育て会議設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第16号 八街市ホームヘルプサービス事業手数料徴収条例を廃止する条例の制定について
- 議案第17号 八街市予防接種健康被害調査委員会条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第18号 八街市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例の制定について
- 議案第19号 八街市営土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第20号 市道路線の認定について
- 議案第21号 平成27年度八街市一般会計補正予算について
- 議案第22号 平成27年度八街市国民健康保険特別会計補正予算について
- 議案第23号 平成27年度八街市後期高齢者医療特別会計補正予算について
- 議案第24号 平成27年度八街市下水道事業特別会計補正予算について
- 議案第25号 平成27年度八街市水道事業会計補正予算について
- 議案第26号 平成28年度八街市一般会計予算について
- 議案第27号 平成28年度八街市国民健康保険特別会計予算について
- 議案第28号 平成28年度八街市後期高齢者医療特別会計予算について
- 議案第29号 平成28年度八街市介護保険特別会計予算について
- 議案第30号 平成28年度八街市下水道事業特別会計予算について
- 議案第31号 平成28年度八街市水道事業会計予算について